

委 託 契 約 書 (案)

新潟県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和8年度 新潟県SNS相談業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約書、仕様書及び甲が示す「令和8年度 新潟県SNS相談対応マニュアル」に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は（以下「委託料」という。）、次のとおりとする。

金_____円（うち消費税及び地方消費税額 金_____円）

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、乙の責めに帰すことのできない正当な理由により、委託業務を履行できないときは、あらかじめ甲に対して、その理由を明示して、業務内容の変更を求めることができる。この場合、甲は、委託業務の内容変更を認めたときは、変更内容は甲が定めてこれを乙に通知するものとする。

(報告書等の提出)

第10条 乙は、月ごとに業務を完了したときは、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(確認)

第11条 甲は、業務完了報告書を受領したときは、業務の成果について確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、業務の成果が適正と確認されたときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除し、又は打ち切る（一部履行部分がある場合に当該部分を除いて解消されることをいう。以下同じ。）ことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したことその他不誠実の行為をしたことにより、契約の履行ができないと認められるとき。

(2) 乙が契約の履行能力を喪失したと認められるとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のア～オのいずれかに該当するとき。

ア その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がア～オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、ア～オのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切ったときは、乙から契約金額（打切りの場合は、履行済部分に相当する金額を控除した金額。以下同じ。）の100分の10の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。

3 乙は、第1項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱に関する特記事項」を守らなければならない。

（疑義等の決定）

第19条 この契約について疑義が生じた時又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

2 契約により甲乙協議して定める事項について協議が整わないときは、甲の定めるところによる。

上記の契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする（本契約書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する）。

令和8年4月1日

甲 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角英世 印

乙

代表者

印

別表

委託料支払内訳書

	支 払 金 額	うち消費税及び 地方消費税額
4月分	円	円
5月分	円	円
6月分	円	円
7月分	円	円
8月分	円	円
9月分	円	円
10月分	円	円
11月分	円	円
12月分	円	円
1月分	円	円
2月分	円	円
3月分	円	円
合 計	円	円

別記 個人情報取扱に関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う業務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う業務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(運搬)

第8 乙は、この契約による業務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(資料等の返還簿)

第9 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これに違反した場合は、新潟県個人情報保護条例（平

成17年新潟県条例第2号)により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第11 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱の状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(指示)

第12 甲は、この契約による個人情報の取扱が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。